

第1 監査対象及び期間

産業環境部

農政課（刈谷土地改良区を含む）

令和2年10月27日（火）～28日（水）、

10月30日（金）～11月2日（月）

環境推進課 令和2年11月4日（水）～11月6日（金）

ごみ減量推進課 令和2年11月9日（月）～11月12日（木）

第2 監査の範囲

令和2年4月1日～9月30日までに執行した事務事業

第3 監査方法

各課から提出された資料について、事務が適正かつ効率的に行われているかという点に留意して監査を実施した。

なお、監査にあたっては、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

第4 監査結果

1 財務事務

（1）予算の執行状況

おおむね適正に執行されていると認められた。

（2）収入事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

（3）支出事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

（4）契約事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

（5）財産管理事務

おおむね適正に管理され、特に指摘する事項はないと認められた。

2 その他

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。